

鳥取県環境教育等行動計画（R3 改定）の概要

1 計画の位置づけ

- ・「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に基づく、都道府県の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画。
- ・「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」第19条の規定に基づく環境教育等の取組を推進し、「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」の目指す将来の姿の実現を図るための行動計画。

2 環境教育等の取組の方向性

- ・鳥取県の美しく豊かな自然環境を守り育み、活力に満ちた社会を将来にわたって引き継いでいくためには、持続可能な地域づくりに向けて県民一人ひとりが行動し、現在から未来へと世代を越えて取組を繋げていくことが必要である。
- ・社会を構成するあらゆる主体が環境への意識を高め、環境教育や環境活動に連帯して参画していくと共に、未来を創る子どもたちの健やかな成長を支え、次世代の担い手たるにふさわしい感性や能力の礎を、社会全体で育んでいく。

3 環境教育等の推進に向けた主な取組

1 持続可能な未来を担う次世代の育成
幼少期からの環境意識の醸成（幼稚園・保育所と連携した学習会、自然体験活動の推進等）
学校教育における発達段階に応じた学びの推進（ESD教育の推進、教職員の資質向上等）
学校の活動を通じた学びの環境づくり（TEASによる環境配慮活動の推進、児童生徒の活動支援等）
星空環境を活用した教育の推進（星空環境を活用した教育機会の提供、星空保全地域の取組支援等）
地域の場における多様な学びの推進（こどもエコクラブの活動支援、多様な観点からの意識向上等）
2 より良い地域づくりに向けたあらゆる主体の行動と参画
主体的行動を促す普及啓発の推進（ホームページ等による情報提供の推進、多様な啓発活動の展開等）
多様な学びや活動の機会・場の提供（自然体験施設、ジオパーク、次世代エネルギーパーク等の活用等）
事業者における取組の推進（企業の環境配慮経営の促進、多様なCSR活動の推進）
民間団体の取組支援（NPO・自治会等の取組支援、優れた活動の表彰等）
3 地域の環境活動をリードする人材の育成・活用
地球温暖化防止活動推進員（とっとりエコサポーターズ）の育成（研修による資質向上等）
とっとり環境教育・学習アドバイザーの活用（アドバイザーの登録、講師派遣等）
事業者等の取組を牽引するリーダーの育成（事業者、団体等への学びの機会の提供等）
4 様々な主体が連携したパートナーシップの推進
行政、関係機関、事業者、NPO等の連携（多様な主体の連携促進、県民会議等の活用等）
学術機関・研究機関との連携（環境大学の活動充実、高等教育機関と連携した学習支援等）
大学生等の若い世代の参画（地球温暖化防止活動推進センターと連携した若者の事業参画等）
国際連携による取組（青少年の環境交流事業の推進、北東アジア地域の情報交換等）

4 取組状況の公表等

- ・「鳥取県環境白書」において、行動計画に基づく毎年度の取組状況や実績、評価等を公表する。
- ・「令和新时代とっとり環境イニシアティブプラン」の目標指標により、取組の進捗状況を管理する。